

○美濃市特定不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない者も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を目的とする。

(対象者)

**第2条** 助成の対象者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が助成金の交付申請をした日まで1年以上美濃市に住所を有し、法律上の婚姻をしている者
- (2) 特定不妊治療以外の治療によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、特定不妊治療を受けた者
- (3) 不妊治療を受けている者のうち、平成18年4月1日以降に特定不妊治療を受けた者
- (4) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が7,300,000円未満である者。なお、所得の範囲及び計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条を準用する。

(指定医療機関)

**第3条** 医療機関は、岐阜県が指定している医療機関とする。

(対象費用)

**第4条** 助成の対象となる費用は、指定医療機関において受けた特定不妊治療にかかる治療費（食事療養費を除く保険適用外の自己負担相当額に限る。）とする。医療保険等の規定により、当該治療費にかかる給付を受けたときは、給付を受けた額を対象費用から差し引くものとする。また、岐阜県等他の助成を受けたときは、助成を受けた額を対象費用から差し引くものとする。

(助成金額及び期間)

**第5条** 助成金額は、特定不妊治療に要した費用に対して1年度あたり100,000円を限度に通算5年間助成する。

(助成の申請)

**第6条** 助成を受けようとする者は、原則として治療が終了した日の属する年度内に美濃市特定不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 美濃市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）
- (2) 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書の写し
- (3) 法律上婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
- (4) 夫及び妻の住所を確認できる書類
- (5) 夫及び妻の前年の所得を証明する書類（児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書）
- (6) 岐阜県の特定不妊治療費助成事業の対象となった者は、その認定通知書(写しでも可)((3)及び(5)の添付書類は不要)

(助成の交付決定等)

**第7条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その対象を審査し、助成金交付の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、美濃市特定不妊治療費助成交付決定通知書（別記様式第3号）により、又は対象要件に満たないと決定したときは、美濃市特定不妊治療費助成不交付決定通知書（別記様式第4号）に、不交付理由を付して、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

**第8条** 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者からすでに交付した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金を返還させるときは、その者に対してその理由を示さなければならない。

(個人情報保護)

**第9条** 本事業にあつては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、美濃市個人情報保護条例（平成11年美濃市条例第29号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行わなければならない。

（その他）

**第10条** 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせて行う混合診療を助成の対象として認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。

2 助成の状況を明確にするため、美濃市特定不妊治療費助成事業台帳（別記様式第5号）を備え付けるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月22日訓令甲第7号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月21日訓令甲第6号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。